

循環型社会形成にむけての 課題と推進方策について（提言）

平成14年11月

中国経済連合会

はじめに

平成13年1月に「循環型社会形成推進基本法」が完全施行され、その後「家電リサイクル法」等の各種リサイクル法の整備および各企業の取組みにより、廃棄物のリサイクルシステムが構築されてきています。また、日本各地でエコタウンを中心とした環境産業の育成が進みつつあり、わが国も本格的に大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から3Rを中心とした循環型社会への脱皮をはかりつつあります。

そのような中、わが国に限られた資源を有効活用し、持続的に経済を発展させ、環境汚染のない明るく安全な社会を創出するには、循環型社会の形成、廃棄物の適正処理を両立しながら推進していくことが重要であります。

産業界としては廃棄物の減量化、リサイクルを積極的に進め、循環型社会の形成にむけて努力しているところでありますが、廃棄物の処理体制、最終処分場の確保、環境産業の育成、法制度及びその運用等、さまざまな課題に直面しております。

政府において平成15年に廃棄物処理法の改正が予定されており、中国経済連合会では、循環型社会形成、廃棄物の適正処理の推進にむけ、産業界の具体的課題を把握するため、中国各地区でヒアリングを行い、その意見を集約するとともに、必要な施策等を検討し、産業・技術委員会（委員長：徳永幸雄 広島ガス（株）常任相談役）において審議し、本提言をまとめました。

つきましては、これらの主旨にご理解を賜り、次の点について格段のご配慮をお願いいたします。

1 . 廃棄物のリサイクルの促進

産業界として生産活動のみならず ,廃棄物のリサイクルをより一層進めるために , 次の措置を望む。

(1) リサイクルしうる廃棄物の取り扱い

廃棄物かどうかを無価か有価で判断しているが ,資源リサイクル促進のために ,無価であってもリサイクルを予定しているものについては廃棄物とせず ,廃棄物処理法の規制対象から外していただきたい。

(2) リサイクル品の普及促進について

循環型社会を推進するため ,公共事業をはじめ ,民間においても今まで以上に積極的にリサイクル品の採用を進めるべきである。そのためには官民一体となった普及促進 ,地域社会への P R 強化を進める必要がある。

また ,リサイクル品の普及を促進する仕組み ,例えば環境 J I S 規格の制定 ,リサイクル事業立ち上げへの補助金による支援や税制面での優遇措置など講じていただきたい。

(3) リサイクル業者の育成・指導

各品目別リサイクル法が順次整備され ,施行されるなかで ,例えば ,自動車リサイクルではシュレッダーダストのリサイクルに関する業者が今後必要であり ,再資源化システムにおいて重要な役割を果たすリサイクル業者の指導・育成を進めていただきたい。

(4) 梱包材の簡素化について

企業間で資材等を納入するにあたって、梱包による廃棄物の発生をなるべく減らすよう、通い箱の活用、梱包の簡素化等により、各企業は廃棄物の減量化に努力する必要がある。また、梱包材のリサイクルシステムの構築も必要である。

2 . 廃棄物の処理体制について

現状では廃棄物処理体制が不十分で産業界、特に中堅・中小企業が対応に苦慮している。廃棄物の適正処理を進めるためには、健全な処理体制・システムの整備が必要である。

(1) 廃棄物処理事業者および処理体制について

廃棄物処理事業者に関する情報が不足しており、各自治体単位で処理事業者の情報をまとめ、インターネット等で公開するシステム構築をしていただきたい。ある会社にとっては廃棄物であるものが、他の会社にとっては原料となる場合がある。廃棄物の有効活用、物流コストの低減、新たなビジネスチャンスの発掘等を図るため、インターネット等を利用した産業廃棄物交換の場を官民で協力して構築する必要がある。循環型社会形成、廃棄物の適正処理に重要な役割を担う健全な廃棄物処理業界の育成に向けて国及び各自治体が主導的な役割をはたしていただきたい。

また、蛍光灯や乾電池などの特殊品については地域外で処理しているが、地域内で処理できる方策を検討

していただきたい。

(2) 事業系の一般廃棄物処理について

事業系の一般廃棄物の取り扱いは自治体によってまちまちであるが、事業者は、住民同様、地方自治体に対する納税義務を果たしており、生活系一般廃棄物と同様に自治体において受け入れ・処理していただきたい。

(3) 廃棄物処理の共同化

個々の企業で産業廃棄物を処理するのは非効率的であるので、地域で共同処理できるような体制を官民で協力して構築することが望ましい。

3. 最終処分場の整備・確保について

産業界においては各種リサイクル法の下で産業廃棄物の減量化を積極的に進めてはいるものの、最終処分場の残余年数が少なくなってきており、その確保は経済活動において重要な問題である。

大多数の企業にとって企業自らが最終処分場を確保することは不可能であり、確保が出来ない場合は、生産活動に影響を及ぼす。国や自治体において、最終処分場の整備・確保について一層のご尽力をお願いしたい。

4. 環境産業の育成

(1) エコタウンにおける環境産業の集積について

「びんごエコタウン」「やまぐちエコタウン」などにおけるRDF発電やごみ焼却灰のセメント原料化などのエコタウン事業が進められている。エコタウンにおけ

る環境産業の育成 ,集積をより一層進めることが重要である。

また ,各エコタウンの連携による静脈物流ネットワークシステムの構築など瀬戸内海地域での広域的な取り組みも検討課題となっており ,共同研究により ,具体的システムの構築を進める必要がある。

(2) 技術開発

一層の地域における産学協同体制によって , 3 R 促進のためのリサイクル技術 , 例えば食品廃棄物の飼料化・肥料化の大幅なコストダウンを実現できる新技術 , 省エネ技術等の技術開発を進める必要がある。また , 新技術の産業化により新事業・新産業の創出 , 環境産業の育成に努める必要がある。

5 . 法制度及びその運用について

(1) 法体系の共通化

廃棄物処理 , リサイクルに関する法律は品目別 , 担当省庁別に分かれており複雑である。特に中小の排出事業者では環境の専門スタッフを擁することが難しいので , 各省庁が連携し , 法体系の共通化を図っていただきたい。

(2) 法制度およびその運用について

廃棄物処理法をはじめとした廃棄物処理 , リサイクルに関する法律はその手続き , 運用が複雑であるので , 特に別表に記載した内容については , 規制緩和 , 簡素化を図っていただきたい。

6 . 今後の取り組み

廃棄物処理 , なかんずく産業廃棄物の処理 , リサイクルはそのこと自体私的な収益性は低いものの , 環境負荷を低減する , 或いは 3 R による資源の有効利用という局面から社会的にきわめて重要である。

循環型社会形成のためには官民が協力して進めていく必要がある。本提言で行政に要望した事項については極力取り入れていただくとともに , 民間で出来るものについては具体的に検討していきたい。

以 上

平成14年11月

中国経済連合会

会長 高須 司登
副会長 徳永 幸雄
(産業・技術委員会委員長)

別表 - 法制度及びその運用について -

1 . 一般廃棄物と産業廃棄物の処理の手続きの簡素化について

廃プラスチック等 ,類似の性質を持つ廃棄物の処理においても ,一般廃棄物と産業廃棄物では処理事業 ,処理施設の認可を別々にとる必要がある。廃棄物の性状に応じた効率的なりサイクル・処理を推進するために ,類似の性質を持つ廃棄物の処理事業 ,処理施設については一般廃棄物と産業廃棄物のどちらか一方の許可のみで両方処理できるようにしていただきたい。

2 . 中間処理施設に対する規制について

自社内に設置した汚泥脱水機のように自社専用の廃棄物の中間処理施設はあくまで廃棄物の減容 ,減量が目的であるので ,廃棄物処理法の規制対象から外していただきたい。

3 . 複数の自治体をまたがる収集運搬業の許可について

収集運搬業については全ての関係自治体で許可が必要であるが ,少なくとも同一県内については包括的な許可が受けられるよう許可範囲の広域化を図っていただきたい。

4 . 産業廃棄物の排出実績などの報告書の様式およびその電子化について

(1) 産業廃棄物の排出実績の報告様式が自治体によっ

て異なるため、事務処理に負担がかかっている。自治体も広域的に連携をとり報告書の様式の統一を進めていただきたい。

- (2) 産業廃棄物処理に関する計画書や実績報告書を、環境省では廃棄物処理法、経済産業省では資源有効利用促進法にもとづき、官庁ごとに提出しなければならず、事務処理に負担がかかっている。報告内容、報告先の一本化を図っていただきたい。
- (3) 県外からの産業廃棄物の搬入に関わる許可申請など、未だに申請用紙による提出となっており、事務処理に負担がかかっている。報告書様式をインターネットで取り込み、パソコンで作成できるように電子化を進めていただきたい。

以 上